

# 宇部市外部労働者等公益通報者保護制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市において外部の労働者等からの法第2条第1項に規定する公益通報を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(通報対象事実の範囲)

第2条 公益通報の対象となる事実とは、法第2条第3項に規定する通報対象事実のうち、本市が処分、勧告等の権限を有するものとする。

(通報者の範囲)

第3条 公益通報を行うことができる者は、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者、通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員その他当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者（以下「通報者」という。）とする。

(公益通報の方法等)

第4条 公益通報は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行ってはならない。

2 公益通報を行うに当たっては、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由があること。

二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出すること。

ア 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 当該事実の内容

ウ 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

エ 当該事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

3 公益通報は、書面等の方法により行うものとし、通報者は、原則として実名で通報するものとする。ただし、匿名の通報であっても、法令に定める要件を満たす場合は、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いをするものとする。

(通報の受付等)

第5条 外部の労働者等からの公益通報に関する相談に応じるため、産業経済部企業立地推進課に相談窓口を設置する。相談窓口は、法に関する一般的な質問及び相談を受け付けるとともに、通報対象事実について処分、勧告等の権限を有する課（以下「通報窓口」という。）への取次ぎを行う。なお、通報対象事実について本市が処分、勧告等の権限を有さない場合は、権限を有する行政機関の教示等を行う。

2 公益通報の受け付けは、通報窓口において行うものとし、正当な理由なく通報の受け付け又は受理を拒んではならない。

3 前2項の公益通報及び公益通報に関する相談（以下、「通報等」という。）は、原則として電話又は郵便、面談もしくは電子メールによるものとする。

- 4 通報窓口においては、通報者及び公益通報に関する相談者（以下「通報者等」という。）の秘密保持に配慮し、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報窓口の担当職員は、通報者の秘密は保持されることを当該通報者に対して説明するものとする。
- 5 通報窓口は、通報の内容となる事実について本市が権限を有しないと判断したときは、通報者に対して、当該事実について権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。
- 6 通報窓口は、通報がなされた後、これを公益通報者保護法に基づく公益通報として受理したときは、受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対して、遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名である通報その他公益通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

（秘密保持及び個人情報保護）

第6条 通報等の対応に関与した職員（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 通報等の対応に関与した職員は、当該対応手続きにおいて知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 通報等の対応に関与した職員は、次に掲げる事項について適切な措置をとらなければならない。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること
- (2) 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）
- (3) 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること
- (4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること
- (5) 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること

（利益相反関係の排除）

第7条 職員は、自ら又はその親族が関係する通報事案及び相談への対応に関与してはならない。

（調査の実施）

第8条 通報窓口は、通報を受理した場合は、必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。
- 3 第1項の調査の実施中は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、当該調査の進捗状況について、通報者に適宜通知すると

ともに、当該調査の終了後は結果を速やかに取りまとめ、その結果を通知するよう努めるものとする。ただし、匿名である通報その他通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

(通報受理後の教示)

第9条 通報窓口において通報を受理した後、当該通報の内容について他の行政機関が処分、勧告等の権限を有することが明らかになったときは、通報者に対して、当該内容について権限を有する行政機関を、遅滞なく教示するものとする。

2 通報窓口は、前項の規定により教示を行う場合、法執行上の問題がない範囲内で、自ら作成した当該通報の内容に係る資料を通報者に提供することができる。

(調査結果に基づく措置)

第10条 通報窓口は、第8条第1項の調査の結果、通報対象事実が存在すると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

(措置の通知)

第11条 通報窓口において前条の措置をとったときは、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、当該措置の内容について、通報者に通知するよう努めるものとする。ただし、匿名である通報その他公益通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

2 通報窓口は、通報の受理から処理の終了までの標準的な期間又は必要と見込まれる期間を通報者に対して明らかにするよう努めるものとする。ただし、匿名である通報その他通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

附則

1 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。